

無生殖協会第6回定期総会

代表 穂積浅葱

現行の会則				会則改正案A			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
(略)							

5 会 員	1	本会の会員は、次の4種類とする。		5 会 員	1	本会の会員は、次の4種類とする。	
		1	正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。			1	正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
		2	研究会員は、この会の活動への参加を通して無生殖主義への知見を深めるために入会した者とする。			2	研究会員は、この会の活動への参加を通して無生殖主義への知見を深めるために入会した者とする。
		3	準会員は、この会の目的に反対する者とする。			(削除)	
		4	通信会員(ambassador)は、この会と他の団体との連携を円滑にするために他の団体から派遣される者とする。			3	通信会員(ambassador)は、この会と他の団体との連携を円滑にするために他の団体から派遣される者とする。
(略)							
10 総 会	1	総会は、定期総会及び臨時総会とする。		10 総 会	1	総会は、定期総会及び臨時総会とする。	
		2	総会は、議決権を保有する会員の3分の1(委任状を含む)の出席で成立する。			2	総会は、議決権を保有する会員の3分の1(委任状を含む)の出席で成立する。
	3		総会における議決権については、以下のように定める。		3		総会における議決権については、以下のように定める。
		1	正会員:1票			1	正会員:1票
		2	研究会員:0票			2	研究会員:0票
		3	準会員:0票			(削除)	
		4	通信会員:0票、または同時に保有する会員資格に準ずる			3	通信会員:0票、または同時に保有する会員資格に準ずる
	4	定期総会は、毎年1回以上開催する。			4	定期総会は、18ヶ月に1回以上開催する。	
	5	臨時総会は、次に掲げる時に開催する。			5	臨時総会は、次に掲げる時に開催する。	
		1	代表が必要と認める時。			1	代表が必要と認める時。

以上